

福岡県高齢者福祉施設等施設整備費補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡県高齢者福祉施設等施設整備費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）の規定によるもののほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 高齢者福祉施設等の施設整備費について補助することにより、高齢者福祉施設等の整備を促進し、もって高齢者福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において「高齢者福祉施設等」とは、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホーム（定員30人以上の施設に限る。）、第20条の5に規定する特別養護老人ホーム（定員30人以上の施設に限る。）及び第20条の6に規定する軽費老人ホーム（定員30人以上の施設に限る。）並びに介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第27項に規定する介護老人保健施設（定員30人以上の施設に限る。）をいい、「施設整備」とは、別表第1の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

(実施主体)

第4条 補助金の対象となる高齢者福祉施設等整備事業（以下「補助対象事業」という。）の実施主体は、別表第2の施設区分ごとに掲げる者（以下「補助対象事業者」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助の対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。

以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団

(2) 法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員等となっている者

(3) 次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

ア 暴力団員が事業主又は役員に就任している者

イ 暴力団員が実質的に運営している者

ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者

エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している者

(4) 補助対象事業者（役員等及び実質的に運営しているものを含む）であって、

次のいずれかに該当する者

- ア 福岡県暴力団排除条例（平成 21 年福岡県条例第 59 号）第 15 条第 2 項、第 17 条の 3、第 19 条第 2 項又は第 20 条第 2 項の規定に違反した者で、同条例第 22 条の規定に基づく勧告を受けた日から起算して 2 年を経過しない者
- イ 福岡県暴力団排除条例第 23 条第 1 項の規定に基づく事実の公表を受けた日から起算して 2 年を経過しない者
- ウ 福岡県暴力団排除条例第 25 条第 1 項第 3 号の規定により懲役又は罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者

（交付の対象経費等）

第 5 条 補助金の交付の対象経費、補助基準単価及び補助金額は、別表第 3 のとおりとする。

（交付対象外費用）

第 6 条 次に掲げる費用については、補助の対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- (3) 職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設に要する費用
- (4) 門、囲障、構内の雨水排水設備及び構内通路等の外構整備に要する費用
- (5) その他施設整備費として適当とは認められない費用

（交付の条件）

第 7 条 補助金の交付については、次の条件を付すものとする。

- (1) 補助対象事業者のうち、次に掲げる者は、補助の対象としない。
 - ア 法第 2 条第 2 号に規定する暴力団
 - イ 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者が役員等となっている者
 - ウ 次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
 - (ア) 暴力団員が事業主又は役員に就任している者
 - (イ) 暴力団員が実質的に運営している者
 - (ウ) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
 - (エ) 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している者
 - (オ) 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している者
 - （カ）暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している者
- エ 補助対象事業者（役員等及び実質的に運営しているものを含む）であって、

次のいずれかに該当する者

- (ア) 福岡県暴力団排除条例第 15 条第 2 項、第 17 条の 3、第 19 条第 2 項又は第 20 条第 2 項の規定に違反した者で、同条例第 22 条の規定に基づく勧告を受けた日から起算して 2 年を経過しない者
 - (イ) 福岡県暴力団排除条例第 23 条第 1 項の規定に基づく事実の公表を受けた日から起算して 2 年を経過しない者
 - (ウ) 福岡県暴力団排除条例第 25 条第 1 項第 3 号の規定により懲役又は罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者
- (2) 補助対象事業に要する経費の配分の変更をする場合には、様式第 1 号により知事の承認を受けなければならない。ただし、対象経費の実支出（予定）額の 30% 以内の変更であって、かつ、補助金の増額又は減額を伴わないものを除く。
- (3) 補助対象事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、様式第 1 号により知事の承認を受けなければならない。
- ア 建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）
 - イ 建物等の用途
 - ウ 入所定員又は利用定員
- (4) 補助金の交付決定前に補助対象事業の一部（工事請負契約の入札までの準備行為をいう。以下同じ。）に着手する場合には、あらかじめ知事の承認を得なければならない。
- (5) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。
- (6) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- (7) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (8) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (9) 補助対象事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式第 2 号により速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、補助対象事業者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社又は支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社又は本所等（以下「本部等」という。）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課

税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うものとする。

また、知事に報告があった場合には、期限を定めて、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

- (10) 補助対象事業者が市町村である場合には、補助金と補助対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした様式第3号による調書を作成し、これを補助対象事業の完了の日（補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後、本項第6号の耐用年数を経過するまでの間保管しておかなければならない。
- (11) 補助対象事業者が市町村以外の者である場合には、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助対象事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後、本項第6号の耐用年数を経過するまでの間保管しておかなければならない。
- (12) 補助対象事業に係る契約手続については、平成9年7月2日9社第394号福岡県民生部長通知「社会福祉施設等施設整備事業に係る契約手続等について」により行わなければならない。
- (13) 補助金の交付と補助対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄附金配分金又は日本自転車振興会、日本小型自動車振興会若しくは日本船舶振興会の補助金の交付を受けてはならない。
- (14) 交付の条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を取り消し、補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

（申請手続）

第8条 補助金の交付の申請は、様式第4号による申請書を別に指示する期日までに知事に提出して行うものとする。

（変更申請手続）

第9条 補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して変更交付申請等を行う場合には、前条の手続に準じて、別に指示する期日までに知事に提出して行うものとする。

（事前着手）

第9条の2 補助金の交付決定前に着手した事業は、補助の対象としない。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業者は、補助対象事業を円滑に実施するため必要ときは、あらかじめ知事の承認を得て、補助金の交付決定を受ける前に、補助対象事業の一部に着手することができる。

3 前項の承認の申請は、様式第4号の2による事前着手承認申請書を知事に提出して行うものとする。

（事業の中止又は廃止）

第9条の3 補助対象事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするときは、様式第4号の3により知事の承認を受けなければならない。

(状況報告)

第10条 補助対象事業者は、補助対象事業に係る工事に着手したときは、様式第5号により工事に着手した日から5日以内に知事に報告するものとする。

2 補助対象事業者は、毎年度12月末日現在の補助対象事業に係る工事の進捗状況を、翌月10日までに様式第5号により知事に報告するものとする。

(概算払の請求)

第11条 補助対象事業者は、補助金の交付決定を受けた後、補助金の概算払を受けようとするときは、様式第6号による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定により概算払請求書の提出があった場合には、知事は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の概算払をする。

(事業実績報告)

第12条 補助金の実績報告は、補助対象事業の完了の日から起算して1か月以内（第9条の3の規定により補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月以内）又は翌年度（補助対象事業が翌年度にわたるときは、翌々年度）4月10日のいずれか早い日までに、様式第7号による事業実績報告書を知事に提出して行わなければならない。なお、補助対象事業が翌年度にわたるときは、様式第8号による年度終了実績報告書に関係書類を添えて、翌年度4月10日までに、知事に報告するものとする。

(額の確定)

第13条 知事は、第12条の規定による事業実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を通知するものとする。

(その他)

第14条 災害その他の特別の事情により、第6条、第8条、第9条、第10条及び第12条に定める算定方法及び手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度から令和8年度までの補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 9 月 19 日から施行し、改正後の福岡県高齢者福祉施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 1 月 8 日から施行し、改正後の福岡県高齢者福祉施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は、平成 21 年 11 月 11 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 3 月 31 日から施行し、改正後の福岡県高齢者福祉施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は、平成 23 年 2 月 1 日から適用する。

また、改正前の福岡県高齢者福祉施設等施設整備費補助金交付要綱の規定により交付を受けた補助金については、改正前の福岡県高齢者福祉施設等施設整備費補助金交付要綱の定めるところによるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 7 月 9 日から施行し、改正後の福岡県高齢者福祉施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱の施行前に、改正前の福岡県高齢者福祉施設等施設整備費補助金交付要綱の規定により交付を受けた補助金については、改正前の福岡県高齢者福祉施設等施設整備費補助金交付要綱の定めるところによる。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成 25 年度までの補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 27 年 9 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 6 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

整備区分	整備内容
創 設	新たに施設の整備を行うこと。
増 築	既存施設の定員を増加させるための整備を行い、又は既存の従来型施設のユニット型施設（これに準ずるものを含む。）への転換に伴い、当該施設の現在の定員の一部を入所させる施設を増設すること。
移転改築	既存施設の定員を増加させずに、現在地から移転して改築を行うこと。
現地改築	既存施設の定員を増加させずに、現在地で改築（一部改築を含む。）を行うこと。
改 修 (プライバシー確保を除く。)	既存の従来型施設をユニット型施設（これに準ずるものを含む。）に転換するなど、既存施設内での居室環境の改善等整備を行うこと。
改 修 (プライバシー確保)	特別養護老人ホームの多床室について、各床間に間仕切りや壁等を設置するなど、居住環境の質を向上させるために、プライバシー確保のための改修を行うこと。
創意工夫 ある整備	施設の取組や地域の実情に応じた特色ある整備であると知事が認めたものであって、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの移転改築若しくは現地改築又は改修に併せて行うものであること。

別表第 2（第 4 条関係）

施設区分	実施主体
養護老人ホーム 特別養護老人ホーム	社会福祉法人又は市町村
軽費老人ホーム	社会福祉法人、市町村又は知事の許可を受けた法人
介護老人保健施設	医療法人、社会福祉法人又は市町村その他厚生労働大臣が定める者

別表第3（第5条関係）

1 対象施設	2 整備区分	3 補助基準単価	4 対象経費	5 補助金額
養護 老人ホーム 特別養護 老人ホーム	創設 増築	整備床数1床当たり 3,500千円	施設整備に必要な 工事費又は工事請負 費及び工事事務費（工 事施行のために必要 な事務に要する費用 であつて、旅費、消耗 品費、通信運搬費、印 刷製本費及び設計監 理料等をいい、工事費 又は工事請負費の2. 6％に相当する額を 限度とする。）	ア 総事業費から当 該事業に係る寄附金 その他の収入額（社会 福祉法人の場合は、寄 附金収入額を除く。） を控除した額 と第4欄に掲げる対 象経費の実支出額を 比較して、低い方の額 に3/4を乗じた額を 選定する。 イ アで選定した額 と第2欄に掲げる整 備の区分に応じ、それ ぞれ第3欄に掲げる 補助基準単価に当該 施設の整備床数（創意 工夫ある整備の場合 は、知事が認めた整備 の対象面積と当該施 設の整備床数に2㎡ を乗じて得た面積の 少ない方）を乗じて得 た額とを比較して、低 い方の額（千円未満の 端数があるときは、そ の端数を切り捨てた 額）を補助額とする。
	移転改築	整備床数1床当たり 3,000千円		
	現地改築	整備床数1床当たり 3,600千円		
	改修 （プライバシー確保 を除く。）	整備床数1床当たり 1,500千円		
	改修 （プライバシー確保） ※特別養護老人ホー ムに限る。	整備床数1床当たり 500千円		
軽費老人 ホーム	創意工夫 ある整備	整備面積1㎡当たり 120千円		
	創設 増築	整備床数1床当たり 3,500千円		
介護老人 保健施設	創設	1施設当たり 25,000千円		